

工場等判断基準の改正(平成30年3月30日経済産業省告示第59号)概要

一般財団法人省エネルギーセンター

(1) 判断基準(基準部分)改正の背景

●平成20年の省エネ法改正において、「事業所単位規制」から「事業者単位規制」に移行し、エネルギー管理統括者※1やエネルギー管理企画推進者※2の配置が義務付けられたが、判断基準は従来の現場のエネルギー管理を想定したエネルギー消費設備ごとや省エネルギー分野ごとの構成や規定を踏襲している。

※1 事業経営の一環として、事業者全体の鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る者(役員クラスを想定)

※2 エネルギー管理統括者を実務面から補佐する者

●しかし、現場のエネルギー管理に基づく判断だけでは設備投資等の意思決定に直接結びつけることは困難である。現場のエネルギー管理業務と経営層によるエネルギー管理の統括業務を強く結びつけることによって、事業者としてのエネルギー管理のPDCAサイクルを効果的に回すことができるようになり、真に必要なエネルギー管理及び投資判断を行うことが可能となる。

●総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会においても、現場のエネルギー管理だけでは大規模な省エネ投資は進みにくく、エネルギーミックスに掲げる省エネ対策を促進するためには、経営層を巻き込んだ省エネ取組を喚起する必要があるという旨の議論が行われ、平成29年8月4日に取りまとめられた「省エネルギー小委員会 意見」にも記述されている。

●これらを踏まえ、エネルギー管理統括者等の経営層を巻き込み、現場のエネルギー管理を踏まえた投資判断を促進するとともに、エネルギー管理企画推進者等を通じて現場と経営を繋ぐ役割を強化するような判断基準に見直すことが必要ではないか。

(2) 改正のポイント

●責任者等の配置と役割の明確化

- ・全ての事業者が①責任者に加え、②責任者を補佐する者、③現場実務を管理する者を配置することとし、その役割を明確化・具体化(例:責任者は取組方針を

取締役会等に付議、補佐する者は責任者と現場との意思疎通の円滑化を図ること等) 取組方針策定から始まる一連の取組事項について具体的に記述

例

- ・「取組方針の策定」には、中長期計画や設備の運用に対する方針等を含むことを明記
- ・「取組方針の遵守状況の確認等」では、その客観性を高めるために「内部監査等の手法活用の必要性」を検討する旨を記述
- ・各項目に見出しをつけるとともに、PDCAサイクルに合わせて記述

● 工場単位、設備単位での基本的な取り組み事項の追加

例

- ・「全ての事業者が取り組むべき事項」と「主要な設備に関する諸基準」との間に工場単位、設備単位での共通的に取り組むべき基本的実施事項を具体的に規定

(3) ベンチマーク制度の拡大

- 「未来投資に向けた官民対話」(平成27年11月)における「製造業向けの産業トップランナー制度(ベンチマーク制度)を、本年度中に業務部門へ拡大し、3年以内に全産業のエネルギー消費の7割に拡大する。」との総理指示を受け、ベンチマーク制度を拡大

省エネルギーセンターからのお知らせ

改正判断基準に基づく《攻めの「管理標準」の作り方》販売を開始しました。

- ・戦略的省エネ推進のための管理規程の作成
- ・省エネ法判断基準を読み解く

定価：3,500円＋税 賛助会員 送料無料

詳細・お申込みはこちらをご覧ください

<https://eccj.hondana.jp/book/b373721.html>